

令和2年第1回定例会会議録（第1号）

令和2年2月27日

○出席議員（25名）

1番	榊田貢君	2番	日名子敦子君
3番	美馬恭子君	4番	阿部真一君
5番	手束貴裕君	6番	安部一郎君
7番	小野正明君	8番	森大輔君
9番	三重忠昭君	10番	森山義治君
11番	穴井宏二君	12番	加藤信康君
13番	荒金卓雄君	14番	松川章三君
15番	萩野忠好君	16番	市原隆生君
17番	黒木愛一郎君	18番	平野文活君
19番	松川峰生君	20番	野口哲男君
21番	堀本博行君	22番	山本一成君
23番	泉武弘君	24番	河野数則君
25番	首藤正君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿南寿和君
副市長	川上隆君	教育長	寺岡悌二君
水道企業管理者	中野義幸君	総務部長	樫山隆士君
企画部長	松川幸路君	観光戦略部長	田北浩司君
経済産業部長	白石修三君	公営事業部長	上田亨君
生活環境部長	安藤紀文君	福祉共生部長 兼福祉事務所長	中西康太君
いきいき健幸部長	猪股正彦君	建設部長	狩野俊之君
共創戦略室長	内田剛君	消防長	本田敏彦君
教育部長	稲尾隆君	水道局次長 兼総務課長	藤吉賢次君
財政課長	安部政信君		

○議会事務局出席者

局	長	安 達 勤 彦	議事総務課長	佐 保 博 士
補佐兼議事係長		岡 崎 英 二	補佐兼総務係長	内 田 千 乃
補	佐	浜 崎 憲 幸	主 査	梅 津 聖 子
主	査	松 尾 麻 里	主 任	佐 藤 雅 俊
主	事	大 城 祐 美	速 記 者	桐 生 正 子

○議事日程表（第1号）

令和2年2月27日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議第 1号 令和元年度別府市一般会計補正予算（第5号）
- 議第 2号 令和元年度別府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第 3号 令和元年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第 4号 令和元年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第 5号 令和元年度別府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第 6号 令和元年度別府市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第 7号 令和2年度別府市一般会計予算
- 議第 8号 令和2年度別府市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第 9号 令和2年度別府市競輪事業特別会計予算
- 議第10号 令和2年度別府市公共用地先行取得事業特別会計予算
- 議第11号 令和2年度別府市地方卸売市場事業特別会計予算
- 議第12号 令和2年度別府市介護保険事業特別会計予算
- 議第13号 令和2年度別府市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第14号 令和2年度別府市水道事業会計予算
- 議第15号 令和2年度別府市公共下水道事業会計予算
- 議第16号 別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第17号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第18号 別府市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第19号 別府市美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第20号 別府市コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第21号 別府市立少年自然の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第22号 別府市ふれあい広場・サザンクロスの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第23号 別府市社会福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第24号 別府市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第25号 別府市身体障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 議第 26 号 別府市人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 27 号 別府市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 28 号 別府市まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 29 号 別府市竹細工伝統産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 30 号 別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 31 号 別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 32 号 別府市神楽女駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 33 号 別府市市民ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 34 号 地獄蒸し工房鉄輪の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 35 号 別府市都市公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 36 号 別府市餅ヶ浜栈橋の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 37 号 別府市営湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 38 号 市長専決処分条例及び別府市監査委員に関する条例の一部改正について
- 議第 39 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第 40 号 別府競輪場周辺環境改善基金条例の制定について
- 議第 41 号 べっぷ創生応援基金条例の制定について
- 議第 42 号 別府市手数料条例の一部改正について
- 議第 43 号 別府市公民館条例の一部改正について
- 議第 44 号 別府市公民館条例等の一部改正について
- 議第 45 号 別府市春木川ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議第 46 号 別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 47 号 別府市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議第 48 号 別府市敬老祝金条例の一部改正について
- 議第 49 号 別府市印鑑条例の一部改正について
- 議第 50 号 別府市中小企業振興基本条例の制定について
- 議第 51 号 別府市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 議第 52 号 別府市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
- 議第 53 号 別府市道路占用料徴収条例等の一部改正について

- 議第 5 4 号 別府市建築審査会条例の一部改正について
 - 議第 5 5 号 別府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
 - 議第 5 6 号 別府市公共下水道区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例の制定について
 - 議第 5 7 号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について
 - 議第 5 8 号 別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用について
 - 議第 5 9 号 市道路線の認定及び廃止について
- 以上 5 9 件の上程、提案理由説明

第 4 請願第 1 号 気候変動に対する非常事態宣言を求める請願

○本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 4 (議事日程に同じ)

午前 10 時 00 分 開会

○議長（萩野忠好君） 令和 2 年第 1 回別府市議会定例会は成立をいたしました。

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

開議に先立ち、報告事項がございます。

令和元年 12 月 16 日に行われた平野文活君の一般質問に対する答弁の内容について、執行部から、その一部を訂正したい旨の申出がありましたので、お手元に配付しております正誤表のとおり報告をいたします。

「別府市学校給食施設のあり方検討委員会の委員に対する報酬」については、「学識経験者 3 名に支払った」と答弁したところを、「学識経験者 3 名及び P T A 代表者 2 名の計 5 名に支払った」と訂正し（令和元年第 4 回定例会会議録 139 ページに対する訂正発言）、「ほかの方については、学校関係者、給食関係者、行政関係者及び P T A 関係者であるため、支払いはしていない」と答弁したところを、「ほかの 5 名については、学校関係者、給食関係者及び行政関係者であるため、支払いはしていない」と訂正（令和元年第 4 回定例会会議録 139 ページに対する訂正発言）、「学校関係者 2 名、給食関係者 2 名、P T A 関係者 2 名については支払いしていない」と答弁したところを、「学校関係者 2 名、給食関係者 2 名については支払いしておらず、P T A 関係者 2 名については支払いしている」と訂正し（令和元年第 4 回定例会会議録 139 ページに対する訂正発言）、「P T A 役員の方に関しては、学校給食のことについて考えるという中で、ボランティアとして無報酬で引き受けていただいた」と答弁したところを、「P T A 役員の方についても 1 名当たり 4,900 円を支払っている」と訂正（令和元年第 4 回定例会会議録 139 ページに対する訂正発言）、「同委員会の開催回数」については、「計 5 回開催したうちの、平成 30 年度末までの開催回数は 3 回であり、報酬についても 3 回分を支払った」と答弁したところを、「計 6 回開催したうちの、平成 30 年度末までの開催回数は 2 回であり、報酬についても 2 回分を支払った」と訂正し（令和元年第 4 回定例会会議録 139 ページに対する訂正発言）、「同委員会に対する平成 31 年度予算」については、「計 5 回の委員会の開催のうち、平成 31 年度に開催した 2 回分については、平成 31 年度当初予算に計上した」と答弁したところを、「計 6 回の委員会の開催のうち、平成 31 年度に開催した 4 回分については、平成 31 年度予算から流用した」と訂正するとのこととあります。（令和元年第 4 回定例会会議録 140 ページに対する訂正発言）

本件については、これにより御了承願います。（「執行部が答弁するのではないか」と呼ぶ者あり）

最後に、去る 2 月 5 日……（「議長」と呼ぶ者あり）はい。

○24 番（河野数則 君） 私も議運に出っていますが、ただ、このことは、事務局側と平野議員の話の合意ができたという了承だけで、議長が中身について議場で説明するなんか、全く聞いていません。そのことで議運で「よろしいですか」と判断があったので、「それでいいでしょう」となった。あなたがそこで朗読するなんか、全く聞いていません。議運にもかかっていない。あなたも議運にオブザーバーで出ていましたけれども、「議長によって当局側の説明を全部朗読するのですよ」と、そんなこと一言も言わなかった。それはおかしい。（「それは執行部が訂正しなければおかしいだろう」と呼ぶ者あり）

議長の職権で訂正ができないから、当局側の誤りをということで議運にかかったではないですか。本当は 12 月議会で決定するべきものが、3 月議会になってしまった。私ら議運の委員はそう説明を聞いていますよ、当局側から。

ですから、議長、あなたがそこで当局に代わって全てのものを朗読するのは聞いていません。事務局、説明して。しましたか。（「議会をばかにしておるのか」と呼ぶ者あり）

○議長（萩野忠好君） 課長のほうから説明していると思います。（発言する者あり）

大変すみません、これより会議を開きますので、よろしくお願いします。

本件について御了承願います。（発言する者あり）

○23番（泉 武弘君） 訂正が悪いと言っているのではないのです。訂正をするのであれば、議長の許可を得て、その訂正をする側が議員に訂正文を読まなければいけない。それを議長が代読するということがおかしいことだと、こういうことなのですよ。

○議長（萩野忠好君） はい。今、説明がありましたが、大変すみません、よろしくお願いします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第1号により行います。

日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において指名をいたします。

大変すみません。その前に、ちょっと……。

最後に、去る2月5日、東京都において開催されました全国市議会議長会基地協議会第83回総会外1件の会議に出席いたしました。その概要については、お手元に配付しております報告書、これにより御了承願います。

それでは、会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第1号により行います。

日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において指名をいたします。

会議録署名議員に、4番・阿部真一君、8番・森大輔君、17番・黒木愛一郎君、以上3名の方々をお願いをいたします。

次に、日程第2により、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの26日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの26日間と決定いたしました。

次に、日程第3により、議第1号令和元年度別府市一般会計補正予算（第5号）から、議第59号市道路線の認定及び廃止についてまで、以上59件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・長野恭紘君登壇）

○市長（長野恭紘君） 令和2年第1回市議会定例会の開会に当たり、ただいま上程されました諸議案の説明に先立ち、市政諸般の報告と新年度の市政運営に対する基本的な考え方を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルスの対応について説明いたします。

昨年12月に発生した新型コロナウイルス感染症が世界各地に広まっています。日本政府は、1月28日に「指定感染症」と「検疫感染症」に指定する政令を閣議決定しました。

本市は、1月27日から新型コロナウイルス対応連絡会議を設置し、情報の収集と共有を図るとともに、対応策について協議を行ってまいりました。その後、国内にも感染症患者が日増しに増加する状況に鑑み、2月19日には、集団感染などのおそれをできるだけ回避し、市民や観光客が少しでも安心して過ごすことができるように、3月末までの一部行事の中止、または延期を決定しました。

また、2月25日に大分県に対策本部が設置されたことに伴い、県及び関係医療機関との連携、情報収集体制を強化し、適切な情報提供を行うため、体制を別府市新型コロナウイルス感染症対策本部へ移行いたしました。

市民の皆様には、手洗い、マスク着用などの予防に努めていただくことをお願いするとともに、今後も関係機関との連携を図り感染拡大の予防に努めてまいります。

次に、「パーク P F I 事業」についてです。

昨年 12 月にオープンした「スターバックスコーヒー別府公園店」は、公園の利便性の向上や魅力を高めるため、「パーク P F I 事業」の一環として公募により設置したものです。県下では初めての試みであり、オープンから 1 週間は、1 日当初見込みの 3 倍である約 1,500 人の客数があり、駐車場利用実績は昨年と同じ月に比べて約 380%、駐車場売上げは約 150%と、好調なスタートを切りました。現在でも 1 日約 880 人の客数があり、駐車場の利用実績は昨年と同じ月に比べて約 498%、売上げは約 228%と、順調な伸びを見せています。心温まるひとときが「一日中過ごせる公園の実現」により、人と人、人と地域など、たくさんのつながりが生まれるコミュニティーの場となることが期待されます。

次に、第 2 期別府市子ども・子育て支援事業計画についてです。

子育て支援における「子どもの最善の利益」を構築するために、昨年 6 月から保育や医療、教育などの関係者で構成する別府市子ども・子育て会議を開催し、議論してまいりました。

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」と、市民からの意見を取り入れた答申を踏まえ、保育の受皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第 2 期別府市子ども・子育て支援事業計画」の推進を図り、本市に居住する子どもやその家族にとって「切れ目のない支援による子育て・子育て環境の充実」を目指します。

続きまして、令和 2 年度の市政に対する方針について説明します。

令和 2 年度は、第 4 次別府市総合計画及び第 2 期別府市総合戦略の計画始期の年となります。

第 4 次別府市総合計画は、行政が果たすべき役割全般について長期的な視点で策定することから、将来に向かい目指すべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示した上で、施策の内容や具体的な取組等については、部門別計画や個別計画に委ねることといたしました。

第 2 期別府市総合戦略は、市民の幸福を実現する別府創生に向けた再出発の指針となります。

本市特有の様々な資源・強みを最大限に引き出し、有効的に活用することにより、もうかる別府を実現する「しごとの創生」が、住民福祉の向上に資する「ひと・まちの創生」につながる好循環を持続的に生み出すまちを創造します。

「しごとの創生」では、「別府をひとつに」を基本姿勢に、市民・民間・大学・行政等の連携をさらに深化しつつ、人材の育成や確保を図るとともに、新しいビジネスや商品の創出による産業の振興を目指します。

また、ブランディングから魅力的なまちの創造へと質的な充実に重心を移行しつつ、ハード・ソフト両輪による受入れ態勢の整備等により、関係・交流・定住人口の増加を図ります。

「ひとの創生」では、出会いの場の創出や出産、子育てに関する支援と利用機会の拡充やワンストップでの対応を推進するとともに、質の向上を図り、さらにきめ細かい支援について積極的かつ重点的に取り組みます。

これまで、保育・教育現場を初めとする子どもを育む環境整備に力を注いでまいりましたが、子どもの居場所の拡充や日本一おいしい学校給食の提供など、生活環境や教育環境の整備を図るとともに、学校・家庭・地域が協働して郷土への愛着と豊かな人間性や社会性、国際性や多様性を備えた未来の別府人を育成します。

「まちの創造」では、交通インフラの整備や防災・防犯の取組などによる安全安心なまちづくりを推進するとともに、中規模多機能自治の確立などにより相互に支え合い、地域課題の解決や活性化に取り組むことができる環境づくりを推進いたします。

また、医療・保健・福祉関係団体等と連携し、健康寿命の延伸に取り組むことにより、生涯健康で幸せに暮らせる「健幸を実現するまち」を創造します。

総合計画及び総合戦略は、成果重視のもと進捗管理を徹底し、全ての政策・施策を確実に実行するとともに、Society 5.0の実現に向けた最先端技術や持続可能な制度設計のツールとしてSDGsの導入など、新しい時代の流れを力として活用してまいります。

2月25日、「BEPPU×デジタルファースト宣言」に基づき、LINE Fukuoka株式会社と本市における市民サービスや観光客満足度の向上及び事務負担の軽減に資することを目的として「地域協働事業に関する基本合意書」を締結しました。コミュニケーションアプリであるLINEを活用した、より豊かな、より便利な未来志向のまちづくりに協働して取り組みます。

また、4月からスマートフォンアプリによる市税や住宅使用料等の納付を開始します。時間や場所を問わない手軽な納付の機会を増やし、市民の利便性の向上を目指します。

観光戦略では、ラグビーワールドカップ大分開催にて認知を得たオーストラリア市場に、ローカルメディアでの動画配信からfacebook等広告を介して別府の特集記事を掲載したランディングページへと誘導する手法を用いるなど、時代に合ったマーケティングと情報発信を実施します。

組織機構の再編につきましては、第一に市民本意であることを前提に、夢のある本市の将来像を実現するための組織であることが最も重要であると考えています。そのため、重点施策やスピード感を持って取り組むべき課題等については、係の新設など機能強化を図り、積極的かつ重点的に取り組んでまいります。

一方で、類似した事務事業の一元化を図り、「いきいき健幸部」に保健師や管理栄養士等を、また建設部の課や係の統廃合により土木職や建築職などの技術職員を集約し、職員配置の効率化と横断的な体制の強化、連携による事務執行力の向上を図ります。組織の機能強化と効率化により、社会的背景や構造の変革、多様化する住民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる市役所を目指します。

今年は、いよいよ東京2020オリンピック・パラリンピックが開催されます。本市では、「応援村 O U E N - M U R A」の主催者として、オリンピック期間中は「北浜公園」に、パラリンピック期間中は太陽の家「太陽ミュージアム」に応援の場を設け、市民や観光客の皆様と一体となって地方からオリンピック・パラリンピックを楽しみ、盛り上げます。

オリンピックマークの輪を重ねて連結した形は、相互の結合と連帯を意味しています。本市におきましても、本市に関わる全ての人が「別府をひとつに」総力を結集して、相互理解のもと、それぞれの描く別府の理想像の実現を目指すことが、別府を創生するものと考えています。

また、このオリンピックマークを考案したクーベルタン氏のモットー「先を見て、率直に話し、確実に実行しなさい。」のとおり、将来に向かい、市民の皆さんとの対話を重ね、お約束したことについては確実に実行していきたいと考えていますので、御理解・御協力をお願いいたします。

続きまして、上程されました各議案の主なものについて、その概要を御説明いたします。

予算関係議案から御説明申し上げます。

まず、補正予算です。

一般会計の補正額は6億2,100万円の減額で、補正後の予算額は512億7,600万円となります。

今回の補正予算では、湯のまち別府ふるさと応援寄附金の増加に伴う関係経費を計上するとともに、国の補正予算を受けて、未就学児の移動経路の安全対策や小中学校の校内通信ネットワークの整備費を計上したほか、決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等

を行っています。

特別会計では、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療の各会計で決算見込みによる歳入歳出予算の計数整理等を行い、競輪事業では、車券売上金が当初の見込みを上回ったことに伴う関係予算を計上しています。補正額は6億5,980万円の増額で、補正後の予算額は547億328万8,000円となります。

水道事業会計では、収益的収支及び資本的収支ともに、決算見込額に合わせた計数整理として補正を行っています。

続いて、当初予算です。

一般会計の予算額は、現在進めています中学校統合事業と亀川地区市営住宅集約建て替え事業がピークを迎えることにより、前年度の6月補正後予算額と比較しまして10.2%の増額となる554億4,000万円です。

令和2年度は、地方創生交付金などの財源を最大限に活用することにより財政調整用基金の取崩しを抑制し、市民に寄り添う市政、市民が幸せを実感できるまちの実現を最大の目的に予算を編成いたしました。市民福祉の向上や市民の安全・安心の確保、そして、新年度から始まる第2期総合戦略を推進することにより別府の活性化を図ってまいります。

まず、「しごとの創生」に関する取組ですが、「別府竹細工海外販路拡大事業」では、ニューヨーク、パリで竹細工の展示、販売、実演等のプロモーションを行うことにより、竹細工ブランドの付加価値と認知度の向上を図ります。

「コワーキングスペース運営事業」では、昨年4月、鉄輪にオープンした「a s a i d e (アサイド)」を活用して、起業家や都市部企業などの働く人が集える場、ワーケーションの場を提供することにより、地域の活性化と併せて企業誘致や関係人口の促進を図ります。

また、市内における交通不便地域の解消や路線バスに代わる新たな交通手段の導入について、その可能性を調査検討するため、「A I 活用型オンデマンドバス実証運行事業」を行います。

「ラグビーワールドカップレガシー事業」では、バース市、ロトルア市、本市の3市で隔年持ち回りによる高校生を対象にしたラグビー交流試合の開催やホームステイなどの文化交流を行うことにより、ラグビーワールドカップ2019のレガシーを後世に伝える取組を始めます。

「ひとの創生」に関する取組では、子ども医療費助成制度について、10月から助成範囲を拡大し、市民税非課税世帯の小中学生の通院医療費に対しても助成を行います。

また、子ども、家庭、妊産婦等を対象に、相談支援体制の強化を図るため、情報提供、相談、調査、関係機関との連絡調整等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

教育関連では、幼稚園、小中学校から保護者への緊急連絡を迅速かつ確実に行うため、学校連絡網システムを導入します。また、不登校児童生徒の減少を図るため、心理相談員とスクールソーシャルワーカーを各1名増員し、教育相談センターに配置します。学校だけでは解決が困難な複雑化・多様化した事例に対応し、学校及び関係機関と連携・協働しながら、児童生徒、保護者への心理的支援及び児童生徒が置かれている環境の改善に取り組めます。

学校、家庭、地域の協働による教育活動の充実を図るため、学校運営協議会の運営や公民館を中心とした地域学校協働本部事業に取り組んでいますが、新年度からはさらにこの取組を強化するため、専門コーディネーターを1中学校区に配置し、教育の魅力化に取り組めます。

「学校給食共同調理場建て替え事業」では、基本計画の策定後、事業者選定、地質調査等を行います。安全・安心なおいしい給食を安定的に供給するため、令和5年度からの運

用に向けて事業を進めてまいります。

また、「中学校統合事業」では、昨年9月に着工した建設工事を引き続き進め、令和3年4月の開校に向けて、校舎、屋内運動場、グラウンドなどの整備を行います。

「まちの創生」に関する取組では、昨年12月に株式会社タニタヘルスリンクと締結した「別府市民の健康づくりに関する包括連携協定」に基づき、市民の健康状態の「見える化」による健康づくりの意識啓発を行い、市民一人一人の健康状態に合わせた運動の実践・定着を支援することで健康寿命の延伸を図る「みんなで健活ポイント事業」を始めます。

また、BEPPO×デジタルファースト宣言に基づき、市民一人一人に合った行政情報の配信、市民と市役所をつなぐ問い合わせ対応サービスの提供、デジタルによる申請受付など、行政サービスの時間と場所の制約をなくす「ICTを活用した情報配信事業」を始めます。

防災関連では、旧南小学校跡地に建設する複合施設に防災用サイレンスピーカーを設置することにより、風水害や地震津波等災害時の情報伝達手段を強化します。また、より多くの市民へ正確かつ迅速に避難情報などが行き渡るよう、スマートフォンで個別に災害情報が受信できるシステムを導入します。

令和2年度は、重点3本柱についても着実に前進させます。

「図書館等一体的整備事業」については、これまでオープンプラットフォーム会議をはじめ様々な場を設けて市民の皆様の意見を伺ってまいりましたが、今年度末には基本計画を取りまとめ、新年度からは基本設計に着手します。多層な人々が多様な形で集まりやすい動機や環境を備え、周辺関連施設と連携した新たな拠点となる公共空間づくりに取り組むとともに、併せて施設整備後の効果的な運用や活用についても検討を進めます。

「東洋のブルーラグーン事業」では、民間事業者への意向調査を行い、事業手法の導入可能性調査を進めていきます。

また、「別府ツーリズムバレー推進事業」は、別府ツーリズムバレー構想推進協議会からいただいた意見を基に、観光産業のさらなる活性化を図るため、起業、創業等の支援の推進、観光産業を担う人財の育成支援、ヒトと企業をつなぐの強化など、構想実現に向けた取組に着手します。

国は、地方創生のさらなる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを高める観点から、企業版ふるさと納税の拡充・延長を決定しました。これにより企業及び地方公共団体の双方にとってより使いやすい仕組みとなったことから、図書館等の整備や別府ツーリズムバレー構想における取組の推進など、本市の地方創生の取組を後押ししていただけるよう、企業に対する寄附の働きかけに力を入れて取り組んでまいります。

次に、特別会計です。

特別会計の予算総額は533億8,000万円で、前年度当初予算比で0.1%の増額となっています。

競輪事業特別会計では、収益改善を図るため、モーニングやミッドナイト競輪などの開催日数を増やし、100日開催を目指した運営を行うことにより、前年度と比較して25億2,500万円、11.4%の増額となっています。

介護保険事業特別会計では、利用者や事業所の増加に伴い、保険給付費が増加することにより、前年度と比較して6億5,500万円、5.0%の増額となっています。

令和2年度から公共下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へと移行します。経営、資産等の正確な把握に努め、経営基盤の強化や財政運営の向上を図り、公共下水道サービスを将来にわたって持続的・安定的に提供してまいります。

最後に水道事業会計ですが、安定給水確保のため、施設拡張改良事業、配水管整備事業、朝見浄水場既存施設更新事業などに係る予算を計上しております。

次に、予算外の議案につきまして御説明申し上げます。

予算外の議案につきましては、条例関係 41 件、その他 3 件の計 44 件を提出しています。

議第 16 号別府市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてから議第 37 号別府市営湯都ピア浜脇の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの 22 議案は、公の施設の使用料の見直しに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 38 号市長専決処分条例及び別府市監査委員に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正により条例が引用する条項に移動が生じたこと等に伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 39 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、臨時の監査専門委員の報酬及び費用弁償の額を定めるため、条例を改正しようとするものです。

議第 40 号別府競輪場周辺環境改善基金条例の制定については、競輪場周辺の環境改善に要する経費の財源に充てるため、別府競輪場周辺環境改善基金を、議第 41 号べっふ創生応援基金条例の制定については、企業版ふるさと納税による寄附金を活用して地域再生計画に基づく事業を実施するため、べっふ創生応援基金を設置することに伴い、条例を制定しようとするものです。

議第 42 号別府市手数料条例の一部改正については、低炭素建築物新築等計画認定申請に係る審査手数料を算定する場合の特例等を定めるため、条例を改正しようとするものです。

議第 43 号別府市公民館条例の一部改正については、北部地区公民館なでしこ分館を廃止することに伴い、議第 44 号別府市公民館条例等の一部改正については、地区体育館を地区公民館の施設とし、公民館及び体育施設の使用料を見直すこと等に伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 45 号別府市春木川ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、春木川ふれあい交流センターに整備する多目的広場の使用料を定めることに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 46 号別府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、放課後児童支援員に係る経過措置を延長することに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 47 号別府市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の廃止については、老人憩の家を廃止することに伴い、条例を廃止しようとするものです。

議第 48 号別府市敬老祝金条例の一部改正については、敬老祝金の名称及び支給対象者を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 49 号別府市印鑑条例の一部改正については、印鑑の登録資格を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 50 号別府市中小企業振興基本条例の制定については、中小企業の振興に関する施策を総合的及び計画的に推進するため、基本理念等を定める条例を制定しようとするものです。

議第 51 号別府市公設地方卸売市場条例の一部改正については、卸売市場法の一部改正に対応するため、条例を改正しようとするものです。

議第 52 号別府市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正については、道路法に基づき条例を定めるに当たり参酌すべき道路構造令の一部が改正されたことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 53 号別府市道路占用料徴収条例等の一部改正については、道路占用料等の見直しに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 54 号別府市建築審査会条例の一部改正については、機構改革により建築審査会の担当課が変更することに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 55 号別府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、民法の一部改正により敷金について定められたこと及び連帯保証人の数を見直すことに伴い、条例を改正しようとするものです。

議第 56 号別府市公共下水道区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例の制定については、公共下水道に区域外流入を行う者から分担金を徴収することに伴い、条例を制定しようとするものです。

議第 57 号他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議については、協議により大分市大洲総合体育館を本市の住民の利用に供させることについて、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

議第 58 号別府市営クレ射撃場の長期かつ独占的な利用については、クレ射撃場の長期かつ独占的な利用をさせることについて、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議第 59 号市道路線の認定及び廃止については、道路法の規定により、市道の認定及び廃止について、議会の議決を求めるものです。

以上で、各議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（萩野忠好君） 以上で、各議案に対する提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。会期日程により、全議案を考案に付したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、全議案を考案に付すことに決定をいたしました。

次に、日程第 4 により、請願第 1 号気候変動に対する非常事態宣言を求める請願を上程議題といたします。

本請願については、厚生環境教育委員会に付託することといたします。

お諮りいたします。あす 2 月 28 日から 3 月 2 日までの 4 日間は、考案及び休日のため本会議を休会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（萩野忠好君） 御異議なしと認めます。よって、あす 2 月 28 日から 3 月 2 日までの 4 日間は、考案及び休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、3 月 3 日定刻から開会をいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 35 分 散会